学校において予防すべき感染症

集団生活を行う学校では、学校保健安全法により、次のような病気が学校感染症としてさだめられています。これらの病気にかかった場合は、感染予防のため出席停止となります。（欠席とはなりません）

	対　象　疾　病	潜伏期間	出席停止の期間の基準
第一種	ポリオ、ジフテリア、SARS 等		治癒するまで
第二種	インフルエンザ	１～２日	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては、３日）を経過するまで
	百日咳	７日	特有の咳が消失するまで、または、５日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	10～12 日	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	２～３週間	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（３日はしか）	14～19 日	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	14～15 日	すべての発疹が痂皮化まで
	咽頭結膜熱（プール熱）	５～７日	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	１～１４日	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで
	結核	４～６週間	感染のおそれがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	２～４日	感染のおそれがなくなるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	４～９日	感染のおそれがなくなるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	４～６日	
	急性出血性結膜炎	24～28 時間	

－－－－－－－－－－－－－－－－－－　き　り　と　り　－－－－－－－－－－－－－－－－－－

沖縄県立島尻特別支援学校
　学校長　　殿

出　席　停　止　解　除　願　い

１　病名　　インフルエンザ　A　・　B、　新型コロナウイルス、　咽頭結膜熱、
　　その他（　　）

※　**その他の感染症については医師の診察を受け、感染のおそれがないと確認された後、登校可能としています。**

２　発病日　　（咳・鼻水・発熱など症状が出た日）　　令和　　年　　月　　日（　）

３　受診した医療機関名及び受診日
　医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　受診日　令和　　年　　月　　日（　）

病気が治癒し、他に感染のおそれがないため登校させます。

令和　　年　　月　　日　　部　　年　名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印